

港湾労働法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一

港湾労働者派遣事業の許可又は許可の有効期間の更新の申請に係る添付書類

港湾労働者派遣事業の許可又は許可の有効期間の更新の申請に際し、申請者が当該申請に係る港湾における港湾労働法第二条第三号イに規定する事業主（第三の二において「一般港湾運送事業等の事業主」という。）である場合においては、法人にあっては、最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに港湾労働者派遣事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類を、個人にあっては、港湾労働者派遣事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類を添付することを要しないものとすること。

第二

派遣元責任者の氏名又は住所の変更に係る届出

派遣元責任者の氏名又は住所の変更に係る届出は、当該変更に係る事実のあった日の翌日から起算して三十日以内に行うものとすること。

第三

港湾労働者派遣事業計画書

一 港湾労働者派遣事業計画書（様式第八号）から事業所の床面積の欄を削除すること。

二　港湾労働者派遣事業の許可又は許可の有効期間の更新の申請に際し、申請者が当該申請に係る港湾における一般港湾運送事業等の事業主である場合においては、港湾労働者派遣事業計画書の資産等の状況の欄の記載を要しないものとすること。

第四　派遣事業対象業務変更許可申請書

派遣事業対象業務変更許可申請書（様式第十一号）から当該申請者が法人である場合における当該法人の役員の氏名、役職及び住所の欄を削除するものとすること。

第五　港湾労働者派遣事業報告書

港湾労働者派遣事業報告書（様式第十三号）から労働者派遣された労働者一日当たりの平均数の欄及び労働者派遣契約の期間別件数の欄を削除するものとすること。

第六　その他

一　施行期日

この省令は、平成十六年四月一日から施行するものとすること。

二　経過措置

この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとすること。